

【電子版】



2026年 第15号 2026年7月14日

発行：自交総連本部

〒110-0003 東京都台東区根岸2-18-2-201

tel. 03-3875-8071

fax. 03-3874-4997

メール info@jikosoren.jp

ホームページ→



空港での違法客引きの取締りを要求

国土交通省・警察庁に現場の実態を直接訴える

自交総連は6月29日、日本共産党の畑野君枝衆議院議員同席のもと、徳永副委員長、高城書記長、内田組織拡大専従オルグが参加して、国土交通省および警察庁から「白タク・違法ハイヤー対策」に関する説明を受け、意見交換をおこないました。組織拡大にむけた宣伝行動を展開するなかで、成田空港で働くタクシー労働者から「営業妨害している違法ハイヤー対策を強化して欲しい」と切実な声を受け実施したものです。違法な客引きや暴力行為、営業妨害などの実態を示し、タクシー営業と利用者の安心・安全を守る立場から、利用者への周知・啓発および取締り・巡回体制の強化を求めました。



自交総連と意見交換する国交省・警察庁（左から2番目日本共産党畑野議員）

＝衆議院第二議員会館・第6面談室

【2026. 6. 29 国交省・警察庁と意見交換】

国 交 省 西山紘平物流自動車局旅客課課長補佐他1人

警 察 庁 畑英行交通局交通指導課・警察庁警視他2人

自交総連 徳永昌司副委員長他2人

議 員 畑野君枝衆議院議員、梶秘書

自交総連の報告 「依然として違法行為が横行」

組合側は、成田空港での実態を報告しました。

- ①違法客引きが多数存在し、出口付近や駐車場での営業を繰り返している。
- ②違法客引きドライバーは、利用者に「タクシーですか」と尋ねられた際、近場ならタクシー乗り場に誘導するが、遠距離なら自分の車で乗せていく。
- ③利用者はアプリをその場で登録させられ、違法車両に誘導されている。
- ④タクシー運転者に対する暴言・恫喝・営業妨害が発生。
- ⑤警察に通報しても「現場に通報者がいない」（実車になってしまい）として十分な対応がとられていない。
- ⑥警察車両が駐車中の違法ハイヤーを排除するが、すぐに戻ってきて元の状態になる。

国土交通省の説明 「白タク・違法ハイヤーは撲滅すべき重大な違法行為」

国土交通省は、白タク・違法ハイヤーを「絶対に撲滅しなければならない」と強い姿勢で対処している。空港や観光地における巡回・監査を継続するとともに、中国政府やJNTO（日本政府観光局）など関係機関と連携して、外国人旅行者への注意喚起をすすめていると説明しました。

- 巡回・監査の強化：成田空港をはじめ、全国の空港・観光地で定期的に実施している。監査の回数や処分件数など、具体的な数値は「監査・行政処分に支障を及ぼすおそれがある」として公表を控える。
- 行政処分の継続：違反が確認された場合は、道路運送法に基づき厳正に処分している。
- 外国人への周知強化：中国政府・観光関係機関と連携し、利用者への情報提供を強化している。空港内のデジタルサイネージで、白タクや違法ハイヤーを利用しないよう動画を流している。また白タク禁止のポスターを貼っている。

警察庁の説明 「情報提供が摘発や捜査の大きな端緒になる」

警察庁は、白タクの摘発件数が近年大幅に増加しており全国で2023年33件、2025年132件と4倍になっている。一方で、緑ナンバーを使用する違法ハイヤーは摘発が難しく、証拠となる情報の提供が不可欠だと強調しました。

有効な情報・証拠の例（運輸局・警察共通）

- 車両ナンバー（事業者を特定できる）
- 写真・動画（旅行者とのやりとりが分かるもの）
- 領収書・契約書（ハイヤーは、その場での契約は違法）
- 営業場所や時間の情報
- 客引き行為や勧誘の具体的な内容

警察庁は、これらの情報・証拠は、捜査の重要な端緒となるので、引き続き、現

場の協力を求めました。

自交総連は、以下の対策を求めました。

- 各空港や観光地での巡回体制の強化・頻度の向上。
- 空港管理者（NAA＝成田空港株式会社）・警察・運輸支局・労働組合が参加する対策協議会の設置。
- 利用者への注意喚起の強化（ポスター・デジタルサイネージ・多言語表示の拡充）
- 違法行為の早期発見・早期対応に向けた情報共有の仕組みづくり。
- 現場の声を反映した速やかな取締まり。

【質疑応答】

質問事項	回答要旨
——その他ハイヤーと都市型ハイヤーの見分けが出来るようなステッカーをハイヤー車両に貼れないか。	国交省としても目に見えて分かるようにすれば良いと思っている。しかし、ハイヤーの需要は多くの場合、社長など重役が利用するので、ハイヤー業界からは、車両に貼ることを反対されている。（国交省）
——都市型ハイヤーは、オーダーを営業所で受け、出発して2時間以上の運行となっているはずではないか。 また、成田空港から東京のホテルまでの運行では2時間かからないので、違法になるのではないか。	営業所から出発して送迎・待機の時間を省いて、実車時間が2時間以上の運行と規定している。2時間未満の場合は違法となる。アプリを使用している場合、アプリデータで判別できる。 東京まででも2時間以内であれば違法になる。（国交省）
——どのようにしたら、監査に入れるか。	車両ナンバーの写真があれば事業者を特定できるので、最低限提供していただければありがたい。（国交省）
——申告や情報提供はどこに出せばよいのか。	関東運輸局か千葉運輸支局、または成田空港警察か千葉県警へ。 （国交省・警察庁）